

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：京都府知事、京都府公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：交通部交通規制課許認可係又は警察署交通課
問合せ先：交通部交通規制課許認可係（電話075-451-9111 内線5192）
備考：